

環境省施策体系（目標体系）

施策 6 . 化学物質対策の推進

化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。

目標 6-1 . 環境リスクの評価

化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するとともに、そのための基礎データを収集する。

目標 6-2 . 環境リスクの管理

化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。

目標 6-3 . リスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。

目標 6-4 . 国際協調による取組

化学物質関係の各条約（POPs 条約、PIC 条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。

目標 6-5 . 国内における毒ガス弾等対策

平成 15 年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。

本施策を構成する具体的手段

【環境リスクの評価】

- ・ 化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価とその基礎データの収集。

【環境リスクの管理】

- ・ 新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。
- ・ PRTR データの集計・公表及び活用。

【リスクコミュニケーションの推進】

- ・ リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。

【国際協調による取組】

- ・ 化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。

【国内における毒ガス弾等対策】

- ・ 昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。
- ・ 茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸に暴露したと認められる者に対する健康診査の実施、および医療費等の支給と治療の促進。